調査票

ふりがな

申請者氏名 児童は保護者名、成人は本人名

面接の参考にさせていただきますので、以下の事項について分かる範囲でご記入ください。

1 家族状況

	本人との 続柄	氏 名	生年月日	年齢	職業等	家 系 図
	本人	西部 次郎	H22.8.8	7	〇〇小 1年	本人は必ず記入してください。
家	父	太郎	S55.5.5	37	会社員	*家系図は未記入でいいです。
族状	母	花子	S55.6.6	36	パート	
況	姉	小春	H20.7.7	9	○○小 3年	
	弟	三郎	H24.9.9	5	○○幼稚園年中	
申請者又は保護者と連絡の取りやすい曜日、時間帯(日中)					曜日 時 分から	時 分 ころ

2 生育歴 ※再判定申請のときは記入不要です。

< 妊娠中 > 母体の疾患 (無・有) 妊娠悪阻(つわり) (無・有) 妊娠中毒 (無・有)

< 出産時 >

、田/王州 /						
在胎期間	妊 娠	39 週	(第	月)		
分娩の経過	正常異常	難産 早産	逆子 鉗子 仮死 その何	吸引	臍帯經絡	
出産時の体重		3000	g			

	< 新生児期 >	·
	哺乳力	弱・普通・強
	黄 疸	なし・普通・強
	保育器使用	ない・あり(日間)
	その他	
-		

< 乳児期 >

 ・ 授乳の状況 : 母乳 ・ 混合 ・ 人工
 ・ 3か月微笑(あやすと笑う)
 : なし ・ あり

 ・離乳 : 開始 か月 、完了 か月 ・ 8か月不安(人見知り)
 : なし ・ あり

 ・ 首のすわり : 4 か月
 ・ 始 語(はじめてのことば)
 : 24 か月

 ・ 始 歩 : 12 か月
 ・ ひきつけ
 : なし ・ あり

- < 幼児期の様子 > (遊び方・問題行動等)
 - ・言葉の発達がゆっくりで、手が出てしまうこともあったが、言葉が出るようになり、少しずつ改善した。
- < 小学校期の様子 > (学歴 (普通・特別支援学級の別 ・ 適応状況等)
 - ・2年生までは普通学級だったが3年生からは特別支援学級に行き始めた。
 - ・コミュニケーションをとることが苦手で、友達とけんかになってしまうことも多い。
- < 中学校期の様子 > (学歴 (普通・特別支援学級の別 ・ 適応状況等)
 - ・特別支援学級に通った。
 - ・友達とのトラブルなどが原因で、不登校になった時期があった。

0	化 红麻	14/4/ HEE	施設への入所・	/圣·吕C	₩	/ // /	業後の様子	١.
J	一个, 石产。	1100/12/20	がはマトリノスカー・	ᇑᄞ	₹	(44)	系仮 少様十	,

〇〇高校定時制に入学。卒業後、〇〇工業に就労するが、人間関係でトラブルになって しまい、〇年後に退職。その後、〇〇でバイトをするが、仕事がうまくできずに怒られ たことで、バイトに行けなくなる。その後は、自宅で家事手伝いをしている。

医瘠機関受診歴

- 区外极因又吃症					
医療機関名	受診期間	診断名	•	投 薬	等
<i>〇〇病院</i>	○歳から○歳まで				
<i>〇〇病院</i>	〇年〇月から現在	広汎性発達障害			

5 家庭での生活状況

(生活環境 ・ 本人や家族が抱える問題事項 等) 具体的に記入 家では家事手伝いをしているが、掃除の仕方もひとつひとつ教えないとわからなかった り、以前教えたことができなかったりする。そのため、その都度、声かけが必要である。 買い物では欲しいものを欲しい分だけ買ってしまったり、高額な買い物をして、借金を 作ってしまった。その後は親が通帳を管理し、必要な時にお小遣いを渡している。 気に入らないことがあると、怒って物を投げたり大声で怒鳴るため、対応に困っている。

6 受給している手当、年金があれば受給開始時期を教えてください。

区 分	特別児童扶養手当	障害基礎年金	障害児福祉手当	特別障害者手当	介護手当
有 • 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
受給開始時期	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月

7	現在までに児童相談所又は知的障害者更生相談所等で検査を受けまし	+ +
(- 現代まくに先生性談別メは知的鬼音有史生性談別寺(独省を受けまし	//:/// / a

| ア ある (検査を受けた機関 <u>〇〇病院</u> 検査年月 <u>H27年 5月</u>) イ ない

検査名 【 鈴木ビネー ・ 田中ビネーV ・ 田中ビネー全訂版 ・ WPPSI ・ WISC-IV ・ WAIS-Ⅲ 遠城寺式 ・ 新版K式 ・ わからない ・ その他 ()]

検査結果の持参【 可 ・ 不可 】

8 身体障害者手帳をお持ちですか。 ⑦ はい (級) イ いいえ

本票は、静岡県療育手帳交付規則第4条の規定による療育手帳交付申請書、同規則第12条の規定に よる再判定申請書を提出するときに、記入の上添付してください。